

### R8.6.3 議員定数問題等調査特別委員会

弘田委員長 ただいまから議員定数問題等調査特別委員会を開きます。  
本日は、議員定数問題等に関する検討課題について御協議願うためにお集まりいただきました。  
協議事項に入る前に、委員会条例第5条第1項ただし書の規定により、議長の指名により三石文隆議員が新たな議員定数問題等調査特別委員として選任されました。三石委員には委員席が指定されるまでの間、仮席にお座りをいただいております。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願います。

#### 1. 委員席の指定について

弘田委員長 初めに、委員席の指定を行います。  
田中委員、竹内委員、依光委員には、左隣の席へ移動していただき、三石委員にはただいま田中委員がお座りになっている席に座っていただくことで御異議ありませんか。

(異議なし)

弘田委員長 それではさよう決めます。

#### 2. 議員定数問題等に関する課題について

弘田委員長 まず初めに、5月29日に国勢調査の速報値が公表されましたので、それに沿った試算表について、事務局から説明をさせます。

飯田議事課長 それでは、先日公表されました国勢調査の速報値に基づく試算について説明をさせていただきます。

資料ナンバー1の試算表を御覧ください。

まず初めに、国勢調査の速報値について少し触れたいと思います。表の1番下、左のほうに、県全体の人口を記載しております。県人口は64万3,437人となり、国勢調査開始以来最少となったことが分かりました。5年前の国勢調査から4万8,090人が減少しております。報道によりますと、高知市、南国市、香南市の上位3市で県全体の人口の6割を占め、県中央部への人口の偏在がより顕著になっております。

市町村別では、減少率が10%以上だった自治体は18市町村となり、減少率を高い順に見てみますと、室戸市がマイナス17.8%と最も高く、次いで仁淀川町、土佐清水市と続いております。

改めまして試算表でございますが、これまで議論してきました令和7年10月の推計人口と比較いたしますと、県人口は1,400人ほど少ない状況となっております。

各選挙区別の配当基数でございますが、令和7年10月の推計人口による試算と大きく異なります点は、人口が最も少ない奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区は人口が8,748人で、配当基数は0.503となりまして、強制合区には該当しないこととなりました。順に黒潮町選挙区は0.514、長岡郡・土佐郡選挙区は0.549といった状況となっております。

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

中ほどのBの欄に、人口比例の原則によります配当定数を記載しておりますが、これもこれまでの試算と変わりはありません。

その結果、現行条例との差では、高知市が3増、宿毛市・大月町・三原村と吾川郡、それから中土佐町・梶原町・津野町・四万十町が1減と3増3減という結果にも変わりはありません。

また、逆転現象につきましても、状況に変化はございませんでした。

この試算表では、配当定数の欄の右側にただし書による調整欄というのを設けております。これまでの御議論で、高知市選挙区は15人に据え置くということで、方向性を確認しておりましたので、公職選挙法第15条第8項ただし書をどう適用していくかということが、今回の御協議にもなってくるかと思えます。

ここまでが試算表についてでございます。

なお、国勢調査につきましては、今後9月に確定数が公表される予定となっておりますが、速報値とは若干異なる場合がありますことを申し添えておきたいと思えます。

あと資料にはございませんが、参考としまして一つ御報告しておきたいことがございます。以前にもお話をさせていただきましたが、これまで全国都道府県議会議長会で、都道府県議会選挙区制度研究会が設置されており、過去の定数訴訟などを分析しつつ、選挙区を維持することを前提に、人口が少ない地域の議員定数を確保するための方策について調査・研究を行っておりました。

先日、その報告書の案が取りまとめられまして、傍聴してまいりましたが、7月には研究会から全国都道府県議長会の会長に対して報告書が提出されるとのことでございます。これまで研究会は非公開で開催されてきており、議論の過程の中では、人口比例原則を追求し続けることの限界が浮き彫りになってきており、地域住民の声が県政に届かなくなるという民主主義の基盤に関わる重大な問題として捉えられておりました。そして、憲法が要請する投票価値の平等を尊重しつつも、人口比例原則と地域代表の確保、そういったものの調和を図るための対応案を示そうとされております。その中で研究会では、都道府県議会議員の選挙制度の改革、つまり公職選挙法の改正等による対応についても触れられております。項目としましては、強制合区制度の見直しや、公職選挙法のただし書の再構成、それから特例選挙区の適用拡大などについて盛り込まれる予定と聞いております。

この研究会の報告を受けた後の都道府県議会議長会における今後の議論の内容や国への要請活動、そういったことに注目していく必要がございます。本委員会の結論を出す時期には間に合わない状況ではございますが、今後正式な報告書の内容など、情報提供に留意していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

弘田委員長

はい。ありがとうございました。

本日の委員会では、全ての検討課題について結論を出していきたいというふうに考えております。

なお、前回の委員会までに合意が得られている項目もありますが、国

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

勢調査の速報値を踏まえた上で、今回、全ての項目について改めて結論を確認していきたいと存じます。

それでは、協議事項の2、議員定数問題等に関する課題についてであります。お手元の資料2、議員定数問題等に関する検討課題に沿って、順次協議を進めてまいりたいと存じます。

まず1議員定数についてであります。

これまでの委員会で、都市部と中山間の声がバランスよく県政に働く環境を維持しつつ、各常任委員会の議論の幅や深さを担保するため、現状が妥当ということから、現行のとおりとすることで合意を得ておりますが、議員定数については、現行の37人とすることで御異議ありませんか。

(異議なし)

弘田委員長

それではさよう決めます。

次に、2選挙区の強制合区についてであります。

今回の国勢調査の速報値では、強制合区については該当なしとなりました。

これまでの委員会で、奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区が強制合区の対象となった場合、公職選挙法第271条の特例を適用し、現状を維持する方向性で、国勢調査の速報値を見て最終決定するとしておりましたが、配当基数が0.503となり、強制合区の対象とはなりませんので、当該選挙区につきましては、現行のとおりとすることで御異議ありませんか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決めます。

次に、任意合区についてであります。

任意合区については、土佐清水選挙区が該当しており、選挙区について一括協議した中で、ほかの選挙区と合区する見直し案もありましたが、人口だけで決めず、地域の声を反映できるようにするべきであるといったことから、これまでの委員会で現状維持ということで合意を得ておりましたが、任意合区につきましては、現行のとおりとすることで御異議ありませんか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決めます。

次に、町村単独選挙区についてであります。

町村単独選挙区については、黒潮町選挙区が該当しており、選挙区について一括協議した中で、ほかの小選挙区と合区する見直し案もありましたが、任意合区同様、人口だけで決めず、地域の声を反映できるようにするべきであるといったことから、これまでの委員会で、現状維持ということで合意を得ておりますが、町村単独選挙区につきましては、現行

### R8.6.3 議員定数問題等調査特別委員会

のとおりとすることで御異議ありませんか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決めます。

次に、衆議院小選挙区特例についてであります。

衆議院小選挙区特例については、高知市選挙区が該当しますが、今回も適用しないということで合意を得ておりますので、衆議院小選挙区特例につきましては、現行のとおり分区しないということで御異議ありませんか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決めます。

以上の結果を踏まえ、選挙区の構成についてであります。

選挙区の構成については、複数人区により多様な意見を県政に反映させるため、1人区を解消するよう選挙区を見直すべきとの御意見がございましたが、人口が少ない地域の声を反映できるよう現状維持すべきとのことから、これまでの委員会で現状を維持する方向性で、国勢調査の速報値を見て最終決定することとしておりましたので、選挙区の構成につきましては、現行のとおりとすることで御異議ありませんか。

塚地委員

強制合区の問題につきましては、先ほど中芸5か町村が0.503ということで、強制合区から外すというのは当然のことだというふうに思います。

任意合区などについてもそれぞれ議論はしてまいりましたが、私も選挙区の構成について、やっぱり複数人区が必要だということについては当初から問題提起もいたしまして、議論をして、この点については、次の国勢調査では強制合区になるところも増えてくるという可能性も含めて、抜本的な議論をやっぱりすべきなんだということをお伝えもしてきていたと思います。

ですので、選挙区の構成について、本案で、全て私たちが異議なしというふうにはなかなか言いづらい状況ではありますので、そのことは意見としてはお伝えをしておきたいというふうに思います。

弘田委員長

はい、分かりました。塚地委員から意見が出ました。

坂本委員

県民の会も同様にこの間、共産党会派の、今出された意見と同様の趣旨で、発言はしてきております。そういった意味では、一致してこのことに賛成ということにはならないということでお伝えしておきたい。

弘田委員長

確認をしますが、このことについては意見を言ったということでよろしいですか。結論を出さないといけないわけなんです。

坂本委員

前回、今後のスケジュールというか、議論の進め方の中では、最終、

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

場合によっては採決ということもありうるということはあったと思います。

そういう意味では、例えば、報告の中身ですね、前回のときも議論がありましたけれども、どういう書き方をするかというようなことも含めて、それを見た上で、賛成できるのか、あるいは採決をしてもらいたいということになるのかは、判断することになると思います。

前回のときに、本来ならば、私の受け止めは、今日の段階でもどのような書き方をするか、そういった報告の案文が出てくるのかなというふうに思っていましたけれども、今日はそういうところまではいかないというようなこともお聞きしてますので、そういうことであれば次回、その報告案がまとめられた段階で、どのような書き方がされてるかによって、賛否を意思表示したいと思います。

弘田委員長

御意見は分かりました。

この御意見に対して何か別の御意見はありますか。

岡田(芳)委員

今、坂本委員からも話がありましたけれども、取りまとめの中でどういふような書きぶりをするか、次に送るのかということが前回は議論がされたというふうに思っております。

そういった中で一つ一つ、採決していくという形になると、その意見が取りまとめの中に、我々の意見が反映されていくのかどうかということがちょっと疑念として残るものですから、会派としての意見を申し述べたということですから、そこが反映されるように、まとめる案を作ってください、それを協議の上、作成するという運びにさせていただければいいと思うんですけども。

弘田委員長

岡田委員の御意見は分かりました。

今回のこの委員会で結論を出さんといけないというのがもう決まっていますので。

ちょっとタイムスケジュールだけ、飯田課長、もう一度お願いしたいのですが。

飯田議事課長

以前の定数の特別委員会でもそうでございますが、委員会報告書は、委員会で結論を得た後に、両論ありきということで、それぞれ御意見を盛り込んでまとめていくものでございますので、スケジュールで言いますと、今日の段階で、それぞれ最終的な御意見を述べた上で、結論までは導き出していただく。

それで、次回報告書の案を正副委員長で作成したものをお示しして、その中に言われたような御意見が反映されてるかどうかを協議していくのが次回の委員会だと思っておりますので、今日きちんと意見を言っていて、最終的な結論を出すという方向で、これまでの定数の委員会の流れを考えて、今回もそういうふうに想定をしておりました。

弘田委員長

はい。ありがとうございました。

これは事務的な進め方なんですけど、タイムスケジュールでいうと、

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

6月議会できちんとしたことを決めておかないと、来年4月の選挙までの周知期間。県民の皆様にお知らせする期間とかを踏まえると、もう6月議会がタイムリミットであるということはもう皆さん御存じだと思います。

となると本当に日がなくて、できれば今日、こういった方向の結論を出すということで、委員会報告書の文案については、次の委員会が最終の委員会になろうかと思うんですが、その委員会のために、文章の中身をきちんと皆様にお諮りをして決めていくのが、1番いい流れじゃないかというふうに思うんですけど、どうでしょう。

塚地委員

選挙区の構成についても私どもは別の意見を持っています。あと選挙区別議員定数も逆転現象のことも議論されるんだと思いますけれども、そこでも、私どもはやっぱり違う意見を持っています。

それで、まとめられるというふうに言われるとですね、やっぱり違いますよという意思表示を私たちはする必要があるとは思っていますので、認めた上で両論併記みたいな形になるのか、いや、もう両論併記では済まなくて、この案では私どもは納得ができませんよという形にしていくのかということになろうかと思うんですね。

今の段階でいうと、この選挙区の構成については私どもは納得をしておりますよという意味としては明確です。

また選挙区別の定数問題のところでも意見は言わせていただいて、その後、県民の会はどういうふうになるか分かりませんが、納得がいないということの意思表示の仕方をどういう形で報告に入れていただくのかと。

でも、結局結論として私たちはそれは同意できないという結論が書かれるなら、やっぱり報告自体に賛同できないということにはなるかと思っております。

飯田議事課長

委員長。

弘田委員長

はい。飯田議事課長。

飯田議事課長

これまで、前回までの特別委員会もそうですけれども、なかなか全会一致での結論ということにはならないことが多くございました。

報告書のほうでは、大勢の意見というような形でこういった結論を出しましたという報告書にはなりますけれども、本会議では、最終的に報告書を承認するかどうかの採決の場がございますので、そのところで、やはり意に沿わなかった部分については、反対というような表明をされるという形で進んできておりましたので、最終的には本会議の場で意思表示をされてきているのではないかと考えております。

西内委員

委員長の話と今のタイムスケジュールを見たら、今日、それぞれについてどうするかという合意形成を図ると。それはどういう形になるか、採決になるかもしれませんけどね。その上で、それぞれの思いを報告書で取りまとめるかはまた別でやると。それは、共産党の今いろいろと出

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

た意見なんかも、どんなふうに盛り込むかっていうのは次回で、それぞれ調整を図る場合があると。またその上で、報告書に対する賛否も示せる機会があるということですよ。

いずれにせよ、この次の選挙に向けてどんな形にするかってことは、ここでばしっと決めておかないといけないという理解ですよ。

弘田委員長

西内委員からも今、来年の4月の県会議員選挙に向けて、きちんとしたことを決めておかないといけないと。御意見がたくさんあるということは分かっていますので。これまでの部分はですね、全会一致ということでいけると思うんですけど。選挙区の構成は御意見が多々あるということ。

ただ今日、方向は決めておかないといけないのではないかと私は思っています。

そうなるやり方としては、もう意見が合わないということであれば、ここで一回、挙手による多数決で決めるということと。それから、この部分を取りあえず置いておいて、次の委員会報告書を決めるときに案を出しますので、その文言を見た上で、そのときも挙手になるかと思うんですけど、そういった2つのやり方があるかと思うんですよ。

その部分で、今、私自身がちょっと迷ってるんですけど。どのようにしたらいいかということ誰か御意見はございませんでしょうか。

西内委員

どういうふうな定数にしてどんな形でやるかというのは、決めておかないといけないですよ。

だからそれはもう、タイムリミットもあることだから、もう最後までまらなかつたら、挙手でもとってでも決めておかないと。報告書でいろんな意見があったって書くのはそれは構わないと思うんですけど。こんな意見があっただけで何も決まらずに、選挙に突入するわけにいけないと思うんですね。ぜひもう、そうしていただけたらばしっとやっていただいて。

西森(雅)副委員長

そうすると、一つ一つの今の項目について、採決をするのかどうかというところですね。まず、その定数の問題、37人に対する採決。そして、強制合区への採決。任意合区への採決。町村単独選挙区の採決。そして選挙区の構成の採決。まだそのあともあるわけですけども、それぞれ一つずつ採決をするということになったときに、今本当に皆さん採決という思いで聞いているのかどうかということもあるかと思うんですね。

だから、例えば19日というか、次の委員会で最終的な結論の報告書の前に、1回採決をするという場面を持ち帰ってつくらないと。今、採決をしましょうということになったときに、今すぐ判断できるのかどうかというところはあろうかと思うんですよ。

だから、もう一つ一つ採決をするということになっていったときには、やはり各党派1回持ち帰るなりして、この日に採決をしましょうと、その委員会を1回開きましょうっていう形でやらないと、今皆さん

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

	<p>の中で、採決するとしたときに、判断ができるのかというところだと思います。</p>
坂本委員	<p>ただ前回もですね、例えば、議員定数が決まったところはあるわけで、そこは採決しなくてもいいと思うんですけどね。</p>
西森(雅)副委員長	<p>だから、考え方が違うところに対しての、採決をするのかどうか。また後ほど、逆転現象に関して、自民党から説明を受けることになるかと思うんですけども、説明を受けたとしても、すぐ判断ができるかどうか。そういうことを考えたときに、もうワンクッション持ち帰って、自民党からの説明も受けた、それを踏まえて各会派で判断をして臨むという場が必要なのではないかなというふうに思います。</p>
西内委員	<p>運び方については全然異論ありませんし、それはお任せしたいと思うんですけど。賛否をとるということで、反対になったりした場合、それぞれの案で採決をとって必ずどこか1本に絞らないといけないということで、進めていくという理解で構わないのですかね。 今までそれぞれで違う案が出てるわけで、その中から選ぶということになるわけですね。そうでないと、決まりませんわね。</p>
西森(雅)副委員長	<p>だから、共産党からも案が出てる、県民の会からも案が出てる。まず、それぞれに対してどういう判断をするのかっていう。</p>
弘田委員長	<p>はい、分かりました。 今、それぞれの委員から意見が出ました。 確かに西森副委員長が言われたように、今日この後、自民党会派から説明をしてもらうんですけど、その説明を受けて、今日、結論を出すというのは、持ち帰って会派としての意見をまとめるというふうなことでやってもらったらいんじゃないかと私も思いました。 ただ、15日という具体的な日が出てしまいましたけど、日程を考えていくと、本当の最終が19日。今日と19日の間にもう1回やるとなると、なかなか皆さんも日程が都合がつくかというところが、正直なところですね。 御意見の中で、これはもう意見が一致しないというのであれば、賛成・反対の意見でも決めていかざるを得ないわけですが、そのためにはもう1回挟んだほうがよかろうという御意見ですので、この件については、19日は委員長報告の案の文言をきちんと直していくということになるかと思います。 それまでの間に、きちんと最終結論を得るための会をもう1回開くというふうな形でよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
弘田委員長	<p>それでは、さよう決めます。 日については、今、手帳を持たない人もいるでしょうから、事務局が</p>

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

	委員全員に日を当たっていただいて、全員参加ができるような日の設定をお願いしたいというふうに思いますが、それでよろしいですか。
飯田議事課長	できましたら、19日までに少し日もいただきたいという事務局の思いもごございますので、第1項候補日を15日ということで、皆様に当たらせていただきたいと思えます。 それで合わなければ、またほかの日で調整をさせていただきたいと思えますので、後ほど日程をお伺いにまいります。
西森(雅)副委員長	15日で事務局としては委員の皆さんにという話なんですけれども、時間的には午前、午後とかっていう。
飯田議事課長	その時間につきましても、委員の皆様の御都合でと考えておりますが、特にどちらも支障がないのであれば、通常の10時からと思っております。またお伺いさせていただきます。
弘田委員長	15日の案を中心に、調整をしてもらおうということでお願いいたします。 それでは先に進めます。 選挙区の構成については、意見の一致を見ないので、次回の委員会で、最終案を決めるということにしたいと思えます。
坂本委員	今の委員長のまとめ方について、選挙区の構成については意見の一致を見なかったもので、再度という言い方されましたけども、15日にもう一度話し合うときに、そこだけをするのかどうかっていう問題もあるんじゃないですか。例えばさっき、西森副委員長が言われたような、採決になるのかどうか分かりませんが、結論の得方をどういう形でやるのかというのが、必ずしも方向性としては出てないんじゃないかなと思うんですけども。
弘田委員長	はい。資料の2の(5)衆議院小選挙区特例までは、全会一致ということで決まったと思っておりますので、今は選挙区の構成ですね。
西森(雅)副委員長	定数はオーケーですよ。強制合区、任意合区もオーケーで、町村単位の選挙区……
岡田(芳)委員	共産党会派としての、県民の会とも話し合っ、案を出してます。その中では、自民党と違う、任意合区、町村単独選挙区に対する我々の案も示しておりますので。
西森(雅)副委員長	ここが採決の対象にしないといけない。 だから、本来は、申し訳ないですけど、選挙区の構成が先に来るのかなという。選挙区の構成が先にきてそれから、強制合区、任意合区という、通常はね。

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

弘田委員長	<p>はい。分かりました。</p> <p>そしたら1議員定数については常任委員会等の構成、それから審議の仕方とかを含めて、現行どおりでいくということ。</p> <p>共産党から対案の出ているものについては、賛否を諮るということできたいと思います。これでよろしいですか。</p>
西森(雅)副委員長	<p>先ほどの選挙区の構成ですが、公職選挙法からいっても、第15条の第1項の選挙区の構成が先に来てるんですよ。それで、第2項が強制合区、第3項が任意合区で、第4項が町村単独選挙区で、第5項が衆議院小選挙区特例とか、選挙区の設定は第7項に来てる。</p> <p>やっぱり公職選挙法からいくと、第1項から行くべきなのかという気はするんですけど。</p>
西内委員	<p>その次に採決になったときは、各自が包括的なわけですよ。</p> <p>(1)選挙区の構成の賛否を聞いて、この案に乗るかって多分確認をするんですよ。それで乗った後に、それ以降の判断が変わるのかもしれないし変わらないかもしれないというていで、順番にまた聞いていくことになるじゃないですか。そういうことであれば、要は、(1)で。</p>
飯田議事課長	委員長。
弘田委員長	はい。課長。
飯田議事課長	<p>公職選挙法第15条第1項につきましては、基本的な選挙区の構成の最小単位を示す条項でございます。それで、市町村を組み合わせ、高知県議会でも現行の選挙区ができております。</p> <p>ということで、現行の選挙区をどうするかという、各会派の案をまずお諮りいただきましたら、おのずとそれ以降の項目については結論が出るということになるかと思っておりますので、改めてそれぞれ後の項目を採決していく必要はないのではないかなと考えております。</p>
岡田(芳)委員	質問なんですけど、それは選挙区の構成を採決すれば、ほかの採決は不要だということですか。
飯田議事課長	例えば、現行の選挙区とするというふうに決まりますと、当然強制合区は該当ありませんし、町村単独選挙区では黒潮町選挙区は現行でということ、おのずと決まっていますので、その部分の採決を重ねてする必要はないのではないかと考えております。
西森(雅)副委員長	だから選挙区の構成だけやればよいということで。そしたらあとはもう決まっていくと。
弘田委員長	<p>今、飯田課長が説明してくれました。そういった方向で、来週の間でやっていきたいと思っております。先に進めていきます。</p> <p>次に3選挙区別議員定数についてであります。</p>

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

まず、高知市選挙区の定数は現在の定数15人が定着していること、また中山間地域を含めた多様な地域の声を県政に反映できる体制を担保する必要があることから、公職選挙法第15条第8項ただし書を適用し、15人ということで前回合意を得ておりますが、高知市選挙区の定数は、公職選挙法第15条第8項ただし書を適用し、15人に据え置くということで御異議ありませんか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決めます。

次に高知市選挙区の定数15人と、人口比例の原則に基づく試算18人との差引き3人分をどの選挙区に配当するかについて、これまでの委員会では、1票の格差を是正すべきという考えから、人口逆転現象は解消すべきという意見や、人口逆転現象は課題だが、直ちに直視ではなく、見直しに向けた議論が必要との考え方から、現行のとおりとすべきなどという意見が出されました。

この件につきましては、自民党から現行のとおりとする理由を示した上で、最終的な結論を出すこととしておりましたので、まず、自民党から、会派の御意見をお伺いいたします。

西内委員

2ページの3、選挙区別議員定数についてを讀ましていただきたいと思えます。

選挙区別議員定数については、公職選挙法第15条第8項のただし書、すなわち、「特別の事情があるときはおおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」との規定を適用し、中山間地域への配分を重視した定数とすることを提案いたします。

具体的には、高知市については配当定数上18議席となりますが、これを15議席に据え置き、調整分の3議席を、宿毛市・大月町・三原村選挙区、吾川郡選挙区、中土佐町・梶原町・津野町・四万十町選挙区にそれぞれ1議席ずつ振り分けるものであります。これは現行どおりを踏襲するという意味であります。

高知市を15議席に据え置く理由は、ただし書の趣旨を踏まえ、沿岸都市部の議席を一定程度抑え、その分を中山間地域に振り分けることで、双方の音がバランスよく県政に届く仕組みを担保するためであります。15議席という水準は現行条例と同じであり、議員1人当たり人口は、2万625人と、最大選挙区である南国市、2万2,706人と整合的な水準に収まり、地域間の均衡を考慮した範囲内にとどまるものと考えます。

調整分を3議席とした理由は、高知市の配当定数18席と現行条例定数15席との差分が3議席であり、これは過去の特別委員会においても採用されてきた調整幅であります。人口動態の急変動を避けつつ、中山間地域に十分な議席を確保するための実務的水準として、引き続きこの幅を維持することが適切と判断しております。

振り分け先として、宿毛市・大月町・三原村選挙区、吾川郡選挙区、中土佐町・梶原町・津野町、四万十町選挙区の3選挙区を選定した理由は次のとおりであります。第1に、いずれの選挙区も配当基数が1を超

えているにもかかわらず、基礎配当のみでは1議席にとどまり、ただし書による調整の正当な対象であること。第2に、いずれも複数の市町村による広域選挙区であり、それぞれの構成市町村の声を県政に届けるためには、複数議席化が不可欠であること。第3に、いずれも広大な面積を占める中山間選挙区であり、宿毛市・大月町・三原村選挙区は474平方キロメートル、吾川郡選挙区は804平方キロメートル、中土佐町・梶原町・津野町・四万十町選挙区は1,270平方キロメートルに及びます。3選挙区を合わせれば県土全体の3分の1を超え、議員1人で全域に目配りすることは現実的でなく、複数議席化することが、地域代表性の確保に直結するものであります。

なお、ただし書による調整の候補としては、土佐市や香美市も挙げられますが、両市はいずれも単独の市選挙区であり、複数市町村選挙区における「各構成市町村への代表確保」という積極的な根拠は当てはまりません。加えて、後述するとおり、平成27年の選挙に向けた特別委員会において、議席を2から1へ、土佐市のことですが、減らした経緯があり、僅かな期間で再反転することは制度の安定性を損なうという論点もあります。これらを総合的に勘案し、振り分け先は前述の3選挙区とすることが妥当と判断したものであります。

逆転現象についても、人口規模と議席数の間に一部逆転が生じていることは、我が会派も問題と認識しており、県民の皆様への説明責任を十分に果たす必要があると考えております。次に、その考え方を申し上げます。

第1に、法的な根拠についてであります。ただし書の規定は、人口のみで定数を定めることができない特別の事情がある場合に対応するためのものであり、高知県の中山間地域の実情はまさにこれに該当します。ただし書を適用すること自体は合法かつ合理的な選択であります。

第2に、制度の安定性についてであります。平成27年の選挙に向けた特別委員会では、土佐市の議席を2から1へ削減するという重い判断を行いました。今般の国勢調査速報値に基づく試算を機械的に適用すれば、これらの市について再び定数を増やすことが示唆されます。しかしながら、10年程度の期間のうちに、同じ議会が逆方向の結論を出すことは、定数という制度の安定性を損ない、県民の皆様に対して議会の決定の重みを示す上で適切とは言えません。定数は、数値の変動のたびに変わるものではなく、安定的に維持されるべきものであります。

第3に、中長期的な視点についてであります。今後も人口減少が続くことが見込まれる中、人口動態のたびに機械的な調整を繰り返せば、制度が每期ぶれ続けることとなります。安定した制度設計こそが長期的に見て、県民にとっての真の利益であります。

以上の考えから、自由民主党会派は、逆転現象の存在を認識しつつも、現行の区割りや定数の枠組みを維持することが、高知県議会のあるべき姿に沿うものと判断しております。

以上でございます。

弘田委員長

ありがとうございました。

この御意見に対して、何か御意見があればお願いいたします。

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

- 岡田(芳)委員 選挙区別の議員定数についてですけども、今の流れとしては高知市の3議席をどこに配分をするかという話だったと思うんですけども、これは選挙区の区割りとも関わるし、逆転現象にも密接に関わる問題だというふうに思います。
- 我々としては、逆転現象の解消という案を示しております、その中で、定数を見直すという案を出している、今の現状のままの配分を変えないというわけではないし、その変更も、逆転現象解消という考え方の中でその配分を見直すべきだと、検討すべきだというふうに考えているところです。そこは検討を要すると思っております。
- 具体的に言えば、宿毛市・大月町・三原村選挙区と香美市選挙区が人口と定数が逆転をしてるんですよ。今の自民党の文章の中では、宿毛市・大月町・三原村選挙区は複数自治体だと、面積も広いということなんですけれども、香美市の場合も合併して香美市ができて、物部というのはかなり奥で、山間地域も広く抱えている面積の広いところになった。
- そうした中で、今の論立てで、本当に県民の皆さんが納得されるんだろうかということも懸念もしております。やはり我々としては、人口に応じて、きちっと配分をするのが妥当ではないかというふうに考えているところです。
- それから、定数は数値の変動のたびに変わるものではなく安定的に維持されるべきというお話だったんですけども、ではどういう根拠で変えるのかと、現状のままずっと行くべしということなのか。このことについても本当に県民の皆さんが納得いくんだろうかというふうに、今受け止めたところです。
- 弘田委員長 はい、ほかに御意見ありませんか。
- 坂本委員 今回こういう見解を示すんだったら、もっと初めから、現行を変えることなしという前提ではなくて、もっとこの理屈を踏まえた議論をこの間ずっとしてきたらよかったと思うんですよ。そしたらもっと深まって、例えば、次回に向けてどういうことを引き継いでいくべきかとかいうことも、もっと明確になってたと思うんですよ。それは、国勢調査の速報値を踏まえるということがあったのかもしれませんけれども、ここへ来て、そういう理屈を出されても、なかなか県民の皆さんにとっては、理解がされにくい部分があるんじゃないかなと。相当前から特別委員会も設置して、議論を深めていこうということで進んできたんですけども、現状ありきのような議論で来て、我々が提案してきた案に対しても十分な議論がなされない中で、今回こういった状況を迎えたこと自体が、やっぱり議論の在り方としてどうだったのかなというふうに、私は途中からの参加ですから偉そうなことは言えんと思っておりますけれども、そんなふうに思います。
- 西森(雅)副委員長 逆転現象については、やっぱりきちっとした県民への説明責任が必要だろうということについて、私も今まで言わせていただいたところでありました。

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

今回、自民党から示されておる中で、10年程度の期間のうちに同じ議会が逆方向の結論を出すことは、定数という制度の安定性を損ないというふうに書かれてますけれども、そのあと、県民に対して議会の決定の重みを示す上で適切とは言いません、定数は数値の変動のたびに変わるものではなく、安定的に維持されるべきものでありますと。

私は定数は、数値の変動のたびに変わるものだというふうに思うんですね、逆に。衆議院がそうなんですよね。衆議院は毎選挙のたびに、高知県はあまりないんですけども、都会とかでは、同じ区の中でこの町が、前は例えば、大阪とか東京の何十何区とかいうのが、今回はまた全然違う選挙区に変わるとかっていうのも選挙のたびにやってるんですよ。そういうことを考えると、やっぱり定数は数字の変更のたびに変わるものではないというふうに言われてますけれども、私は逆に、変えるのが本来の在り方なのかなというふうには感じております。

それとですね、3ページの下から2行目ですね、人口動態のたびに機械的な調整を繰り返せば、制度が每期ぶれ続けることになる。制度がぶれ続けるということではないんじゃないかと思うんですよ。制度は制度としてあって、制度がぶれ続けるっていうことではないと思います。それで、安定した制度設計こそがとありますけど、安定した制度設計って何だろうと。だから制度は制度としてあって、その中で、どういうふうな形を見いだしていくのかということなのかなと思いました。

先ほど冒頭の話になりますけれども、数字が変わることで、どうするのかということの議論にもつながっていくし、そこをなくしてしまうともう特別委員会を設置する意味自体がなくなっていく、10年ぐらいで変えられないとかということになりますとですね、じゃあもう、どれぐらいの期間だったらいいのかとか、特別委員会を4年ごとに設置する必要もね。そこで安定性が損なわれるっていうことになると、議論の必要もなくなってしまうっていうことにつながってってしまうのかなというふうには感じたんです。

ちょっと意見として。結論どうなのっていうところに関しては、まだね、いろいろちょっとお聞かせください。

西内委員

それぞれお考えがあらうかと思えます。

例えば、副委員長のおっしゃった、数字によって変わっていくというのは、1票の価値の平等というところに根っこがあると思うんですけども、我々は、公職選挙法第15条第8項のただし書で、特別の事情があるときは、地域間の均衡を考慮して定めることができるというところの、いわゆる裁量のある部分を採用させてもらってます。そういう考え方で、いわゆる数字が必ずしも絶対ではないと。そのときは、地域の事情なんか盛り込めるんじゃないかなというスタンスで、この議論をさせてもらってます。

それから、岡田委員から香美市の面積の話もありました。確かに香美市のほうが広かったりする部分もあるんですけども、あくまで、自分らが設定した根拠ではあるんですけど、土佐市と香美市はいずれも単独の市選挙区であり、複数市町村選挙区における各構成市町村への代表確保という積極的な根拠に当てはまらないという自分たちの考え方で、

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

宿毛市・大月町・三原村選挙区、吾川郡選挙区、中土佐町・梶原町・津野町・四万十町選挙区を、引き続き割り当て先とさせてもらいたいというふうに述べさせていただいております。それが妥当と感ずるか感ずないかは、それぞれの賛否もあると思うんで。

岡田(芳)委員

そうなると思いますね、1自治体、1人県議を持たなければならないようにも思ったところなんですけれども。香美市にしても、合併したところで、地域は本当に広くてですね、要望も多様性もあります。だから、単に自治体が集まっているから代表があつていいとか、1自治体だけじゃ駄目だとかということだけでもいけないと思うし、全体考えた議論がもうちょっと必要ではないかなというふうに思ったところですよ。

それと、今、西森副委員長も言われたんですけど、人口動態のたびに機械的な調整を繰り返せば制度が毎期ぶれ続けることになりまふとあるけれども、現状維持ありきがあるように思えてならないというのがあります。

それから、特例についても特別の事情があればということなんですけれども、やっぱりいろんな事情も変わっていくとは思ふんですよ。特別の事情というものを掘り下げた議論もやっぱり必要だと思ふし、その上での判断になってくるんじゃないかなということも思っています。

我々としては、端的に言えば逆転現象の解消は早くすべきだということをおし上げしているところですよ。

依光委員

前段の勉強を十分にできていない部分もありますが、ちょっと気になるというか、私もやっぱり人口減少してきたとき、定数の見直しは自然の流れかなって思ふけれど、そうかといって、人口が少ないということをお、切り捨てられた中山間の意見がとぎれてしまうということになってはならない。それをどうするかをやっぱり考えていかなければならないと思ふます。

だから、香美市は、1人増やすことも可能だよとなったときに、中芸も人口が足りないからといって切り捨てるということがあつてはならないと思つて発言をさせてもらいました。現状維持であるならば、なぜ現状維持なのかを県民に納得のいく説明がないといけないと思つました。

そうしたときに私も意見を言ったので、市民からも叱られました、なんてことをするんだと。けれど、県全体を考えたとき、こういう思いで言いましたと言いました。

けれど、全体を見たとき、やっぱりこの逆転現象は事実起きてますよね。そこはやっぱり、今後どうするかは、考えていくべきではないかと思ふます。時間がないのであれば、そういうことも加味して自分たちが1度持ち帰つて、議論をしっかりするべきではないかと思ふます。会派でも相談をしたいので。

塚地委員

ありがとうございます。

高知市は配当定数が本当は18あつて、それを、やっぱり郡部の皆さんの意見も反映をする必要もあるのではないかということで、3つを振り分けるっていうことを、高知市も既にしてるわけですよ。その3つ

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

をどういうふうに配分するかということが今議論になっていて、そういう意味ではやっぱり一定、郡部の皆さんの声の反映のしやすさということも検討して配分を考えているわけなんです。ただそれをやった結果、人口の逆転現象が出てきているという問題は、やっぱり是正すべきなんじゃないですかというのが私どもの考え方で、郡部の意見を全部切り捨てますってというようなことを言ってるわけではないので。配慮した上で、それをやった結果、逆転現象が出てくるのはいかなものですかということをやったり検討すべきだということで、大変相互関係のあることで、選挙区全体を考えると、どういうふうにするかということを経験的に考える必要が本来あったので、私どもはそういう案も出ささせていただいてきたんですけども、ここに立ちいたっては、今のようになっていますということです。

西内委員

それぞれ御意見ありました。

ただ、その割り振り方が悪かったから逆転現象が発生しているっていうのはちょっと因果関係として、証明が難しいのではないのでしょうか。そういうふうに聞こえましたけどね。

坂本委員

今の塚地委員の受け止めの問題でね、今、西内委員が言われたと思うんですけども、ただそれは3の割り振りが悪かったという意味じゃなくて、そのときはよかれと思って割り振ったわけですよ。

けれども、やっぱり年数が経つに従って、現状変わってくると、その結果によって逆転現象が起きていると、逆転現象が起きた以上、それを見直す、是正するという必要はないですかということです。

西内委員

要は、最初の3の割り振りと、この結果が結びついてるということをおっしゃっているけれど、それはちょっと言い過ぎじゃないかという話。結果的にそうなったのであれば……。要は、割り振りの話はまた別になりますよね。因果関係は証明されていないですよ。

坂本委員

そうしたら、だからといってそのまま放置するのということになるので。それだったら、だからといって放置していいのですかと、議論をもっとしましょうよということであって、放置していいのですかということをお我々は言っている。

岡田(芳)委員

その上でやっぱり移ったところの民意をどう酌み上げるかという、議会の活動の在り方として検討したら、議論をしたらいいと思いますけどもね。

西森(雅)副委員長

それぞれの会派の考えや思いがあり、全体的なことを言うと、特別委員会という形で御議論をしてるわけですけども、ちょっと限界も感じるんですよ。

それぞれの身分に関わる話を、利害も関係している、そういう部分をなかなか決定して行きづらいというか。そういうことを考えると、今後、当然最終的には、特別委員会で結論を得ていくっていう形にはなる

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

	<p>んだらうと思うんですけども、将来的に、例えば来期は第三者機関のようなところに議論をしていただいて、高知県の実情もしっかりと知って議論していただいた上で、やはりどうするのかっていう、まずその答申を受けて、最終的に、特別委員会で決めていくというやり方なんかを将来的には考えていく必要があるのかなというふうに思います。</p>
坂本委員	<p>いや、今期もそういうふうにしようと、もっと第三者の意見を取り入れませんか。けれども結局、該当する中芸5か町村の首長だけのヒアリングで終わったわけよね。もっと本当は第三者の意見を聞いたらよかった。</p>
西森(雅)副委員長	<p>例えば、まずその声を聞くというスタンスと、第三者機関みたいなどころに委任をして議論もしていただくみたいにして。声を聞くのもあるんでしょうけれども。</p>
西内委員	<p>ただ、我が会派もそういつて半永久的にこの数値で頓着するものではないわけですよ。 事務局の説明もあった全国議長会のほうでいろいろ議論が進んでいて、話を聞いていくと、全国的に多分同じような問題に直面している中で、どういうふうに人口以外のことを、指標として持ち出して守っていくかという議論が進んでおるわけですから、やっぱり我々も自分たちはまさにその姿勢に賛同する側であって、できる限り、今の状況をがちゃがちゃと変えずに、この議長会とか全国の動きも受けながらですね、いわゆる安定的な制度運営を心がけたいというそういうスタンスに立つものであります。</p>
西森(雅)副委員長	<p>安定的な制度という言葉が非常にちょっと引っかかる。 安定的な制度ってなんなのっていうところがあるんです。</p>
弘田委員長	<p>飯田課長。逆転現象、全国でそういう事例はありましたか。</p>
飯田議事課長	<p>全国での逆転現象の状況なんですけれども、全国議長会等の調査から見ますと、先の令和5年の統一地方選挙の際に、逆転現象の状況を抱えたままの選挙区割り、選挙が行われた都道府県は16都道府県ございます。 1番多いのは北海道で、その組合せが23通りあるような状況になっております。そのほかにも福島県が7通りとか、埼玉県が16通とかという状況になっております。こういった都道府県につきましては、それ以前の平成31年の選挙のときから、引き続き逆転現象を抱えてるところが多いという状況は、数字的には見て取れております。</p>
弘田委員長	<p>意見の一致は、絶対ないと思います。 ただですね、今回意見は出尽くしたんじゃないかというふうに思います、各会派から。 次回の委員会報告書を決めるときに、何らかのペーパーをつくって、</p>

### R8. 6. 3 議員定数問題等調査特別委員会

皆さんにもお諮りをして、それでいくということですね。

選挙区別議員定数と選挙区の構成、引き続き次回の委員会で協議していくということで、あと1回にはなるんですが、よろしいでしょうか。

御異議ありませんか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決めます。

#### 3. その他

弘田委員長

次の委員会の開催日についてであります。

次回も引き続き、選挙区別議員定数、それから選挙区の構成について、協議するということがありますが、開催日を第1候補として、先ほど飯田課長が言った6月15日月曜日、これを中心として事務局に当たっていただいて、全員が参加できる日を決めたいというふうに思いますのでよろしく願いをいたします。

最後に、その他で何かございませんでしょうか。

(なし)

弘田委員長

それでは、以上で本日の議員定数問題等調査特別委員会を終わります。